



法エール

Vol. 105

H29. 9. 20



ご挨拶

私たちの司法書士法人は、平成14年の改正司法書士法に基づき平成15年4月1日に設立されました。法人化解禁がされた初日に設立登記を行いました。当初から従たる事務所が設置されていた司法書士法人は、全国でも珍しかったのではないかと思います。

そして、法エール4月号でもご案内させていただいた通り、今年平成29年は、法人が設立されて15年目を迎える年となります。これもひとえに皆様方の支援のおかげです。この場をかりまして改めて御礼申し上げます。

現在、私たちの法人は、4つの事務所を拠点として身近な法律専門家としての支援をさせていただいていますが、設立当初から「法人の一体化」が課題でした。この課題に向け、「経営理念の策定」「ロゴマークの設定」「ロゴマーク入りネクタイ等の配布」「絵画の掲示」「休日研修会」「致知の雑誌を用いた勉強会」等を実践し、取り組んできましたが、この度、司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センターの社歌を制作することができました。

この社歌には、経営理念を中心として、これまでの学びと今後の方向性そして、現在何をすべきかという法人に属する人の使命の指針がちりばめられています。そして、先月、この社歌をお披露目する機会にも恵まれましたが、社歌が完成するまでは、多くの方々とのご縁を感じずにはいられませんでした。

「縁ありて花開き、恩ありて実を結ぶ」という言葉がありますが、今の心境は、この言葉に表されています。いただいた多くの方々とのご縁のお蔭で司法書士法人を通して今の私たちが存在していますが、この縁を活かし、少しでも多くの方々に感謝の心で恩返しができるよう頑張っていき、より良い司法制度の発展のために尽くしていきます。

社歌の副題には、「より良い司法制度への挑戦」とさせていただきましたが、現状に満足せず、より良い法的サービスの提供ができるよう、常に変革していくための挑戦をしていきたいと思っております。皆様これからもよろしくお願い申し上げます。

それでは、今月の法エールもよろしくお願い致します。

(代表社員 大島 隆広)

～法定相続情報証明制度が始まりました～

これまで2回にわたり、平成29年5月からスタートした法定相続情報証明制度について説明しました。

今回は、この法定相続情報証明制度に関するよくある質問について挙げていきます。

～法定相続方法証明制度～

法定相続情報証明制度とは、登記所（法務局）に戸籍・除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、一覧図に認証文を付した写しを交付してもらえらる制度のことです。

相続人は、この一覧図を利用することにより、相続手続きの際に、金融機関や法務局に対して、戸籍・除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなるというメリットがあります。

Q 1 法定相続情報証明制度を利用するのに手数料はかかりますか？

無料です。登記所から法定相続情報一覧図（相続人の関係図）を交付してもらうのに費用はかかりません。ただし、登記所には法定相続情報一覧図と一緒に戸籍・除籍謄本等の束（被相続人の出生から死亡までの除籍謄本等、その他）を提出しなければなりませんので、その戸籍等の取得には、各市町村所定の手数料がかかります。

また、郵送によって、登記所に手続きの申出や一覧図の交付を請求する場合には、郵送費がかかります。

Q 2 申出書と一緒に提出した戸籍・除籍謄本等は返却されますか？

戸籍・除籍謄本等は、法定相続情報一覧図の写しを交付する際に申出人に返却されます。ただし、申出の際に提出した運転免許証の写しなどの本人確認書類や、手続きを委任した場合の委任状などは原則返却されません。

Q 3 申出の手続きは誰かに頼むことはできますか？

手続きの申出は、親族が代理人となることもできますが、次の資格者代理人に依頼することもできます。

- 司法書士 ○弁護士 ○土地家屋調査士 ○税理士 ○社会保険労務士
- 弁理士 ○行政書士 ○海事代理士

Q 4 手続きの申出をした相続人以外の相続人が、一覧表の再交付の申出を行うことはできますか？

できません。法定相続情報一覧図の交付は、その手続きの申出を行った相続人に限られます。したがって、他の相続人が法定相続情報一覧図の交付を希望する場合は、希望する相続人が別途、一覧図を作成し、この一覧図に認証してもらうための申出を行わなければなりません。

その他、この法定相続情報制度については、当法人やお近くの司法書士にお尋ね下さい。また、法務省のホームページもご参考いただけます。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html

判例紹介

～投資信託の相続～

（最高裁判所平成26年12月12日）

《事案の概要》

原告の父（被相続人）は、証券会社から複数の投資信託を購入した。被相続人は、平成8年10月に死亡し、その法定相続人は原告を含めて3名であり、その法定相続分は3分の1である。平成8年11月から平成10年9月までの間に発生した本件投資信託の収益分配金及び平成16年に発生した元本償還金は、被相続人の口座に預り金として入金された。

原告は、証券会社に対して、本件預り金の3分の1に当たる金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

原審は、本件預り金債権は当然に相続分に依りて分割されるものではないとして、請求棄却。

《上告棄却》

「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。

これを本件についてみると、共同相続された本件投信受益権につき、亡Aの相続開始後に元本償還金及び収益分配金が発生して預り金として本件投信受益権の販売会社であるB証券又は被上告人における亡A名義の口座に入金されたものであるところ、共同相続人の1人である上告人は、被上告人に対し、当然には自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない。」

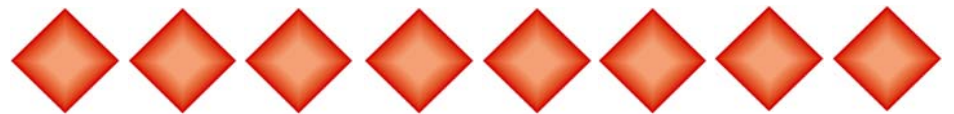
《コメント》

最近、相続手続きをしていると、投資信託が相続財産となる事案が多いように感じます。

投資信託は、可分債権か不可分債権かという議論は以前はありましたが、この最高裁の判例により、死亡後に満期償還されて証券会社の預り金になっていても投資信託の性質は失われず、相続人は単独で自己の法定相続分に基づき請求はできないということになりました。投資信託は、社会情勢の変動等により価格の変動がありますので、相続人全員の同意がなければ解約ができないとなると、手続き等により解約時期を逸することもあり得ますので、注意が必要です。



司法書士日記



司法書士受験生の9月といえば一大イベントがあります。7月に行われた司法書士の筆記試験の合格発表です。私は3年前に合格しましたが、今でもその時のことを鮮明に思い出します。特に私の場合、年齢的に今年の受験が最後だろうと思って望んだ年だったので非常に感慨深いものがありました。一応、筆記試験の後、自己採点をして合格しているだろうと思われる点数はとれていた感触はあったのですが、「名前書いたっけ?」「ちゃんとマークシートに記入できていたのだろうか?」という些細な事でも不安になったものです。それでも無事合格していた時の嬉しさは今でも生きてきた中で一番の嬉しさです。今年も9月末にあの時の私と同じ嬉しさを味わうであろう人が全国で1000人近くいます。それを思うとなんだか私も嬉しくなってきます。

(清水事務所 司法書士 小山 信一郎)

コラム

～ウサギのさくら part 2～

ウサギ(ネザーランドドワーフ)のさくらが我が家にやって来て1年半になりました。よくビヨンと長く長く体を伸ばして寝ているのですが、そのときは、ウサギではない別の生き物のように見えます(笑)。起きてあくびをする瞬間は非常にかわいいです。毎度、写真におさめようと試みるのですが、動きが素早いので、なかなか良い写真が撮れません。相変わらずのツンデレ嬢ですが、家族の癒しになってくれています。

(薄場事務所 高岡 愛)

お知らせ



～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目9番1号 BOYビル3F
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>